

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成28年9月29日(2016.9.29)

【公表番号】特表2015-531141(P2015-531141A)

【公表日】平成27年10月29日(2015.10.29)

【年通号数】公開・登録公報2015-066

【出願番号】特願2015-526750(P2015-526750)

【国際特許分類】

G 1 1 B	33/14	(2006.01)
B 0 3 C	3/28	(2006.01)
B 0 1 D	46/02	(2006.01)
B 0 1 D	39/16	(2006.01)
G 1 1 B	25/04	(2006.01)

【F I】

G 1 1 B	33/14	5 0 1 Q
B 0 3 C	3/28	
B 0 1 D	46/02	Z
B 0 1 D	39/16	A
G 1 1 B	25/04	1 0 1 F

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月9日(2016.8.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子機器筐体において使用するためのフィルターアセンブリであって、  
スクリム層および媒質層を含み、前記媒質層が静電材料を含んでいる実質的に平坦な第1のシートと、

スクリム層および媒質層を含み、実質的に凹状の第2のシートと、  
前記第1および第2のシートによって規定された空洞と、  
前記空洞内に位置決めされた吸着材と

を含み、

前記吸着材が炭素ビーズを含むフィルターアセンブリ。

【請求項2】

前記静電材料が、ポリプロピレン纖維とアクリル纖維の混合物を含む、請求項1に記載の電子機器筐体において使用するためのフィルターアセンブリ。

【請求項3】

前記フィルターアセンブリの前記内部凹部の内部表面積が、前記開放した前面の面積の少なくとも2倍である、請求項1に記載の電子機器筐体において使用するためのフィルターアセンブリ。

【請求項4】

前記第2のシートが、その形状を実質的に保持する、請求項1に記載の電子機器筐体において使用するためのフィルターアセンブリ。

【請求項5】

前記第1および第2のシートが、前記フィルターアセンブリの境界の周辺に溶接領域を

規定し、

前記第1のシートが、前記溶接領域で前記第2のシートに接続される、請求項1に記載の電子機器筐体において使用するためのフィルターアセンブリ。